

新発田市住宅リフォーム補助金利用者アンケート

本アンケート調査は、住宅リフォーム補助金制度の効果や今後の住宅リフォーム施策の参考にさせていただく目的で、実施しております。

このアンケートを上記の目的以外に使用したり、申請者が不利益になることは一切ありません。
下記のアンケートをご記入の上、完了実績報告の書類と一緒に建築課窓口へご提出ください。

- (1) ご回答いただく方（申請者）の年齢を教えてください。（当てはまるものを○で囲んでください。）
20代以下、30代、40代、50代、60代、70代以上
- (2) 住宅リフォーム補助金制度（以下「補助金」という。）を何でお知りになりましたか。
（当てはまる番号に○を付けてください。）
1. 広報しばた 2. 市役所等の窓口 3. 市のホームページ 4. 施工業者の奨め
5. 知人、友人の奨め 6. 新聞広告等 7. 以前から知っていた 8. その他（ ）
- (3) この「補助金」は、あなたがご自宅のリフォームを行うきっかけになりましたか。
（当てはまる番号全てに○をつけてください。）
1. 「補助金」が無くてもリフォームする予定だった。
2. 「補助金」を既に知っていて、予定どおりの箇所をリフォームした。
3. 以前よりリフォームをする予定だったが、「補助金」を知って工事額を増やした。
4. 以前よりリフォームをする予定だったが、「補助金」を知って時期を早めた。
5. リフォームは考えていなかったが、「補助金」を知ってリフォームした。
6. その他（ ）
- (4) 今回リフォームされた住宅の築年数を教えてください。（当てはまるものを○で囲んでください。）
5年以下、6年～10年、11年～20年、21年～30年、31年以上
- (5) 今回のリフォームは通算で何回目ですか。（当てはまるものを○で囲んでください。）
初めて、2回目、3回目、4回目、5回目以上
- (6) 今後、更にリフォームを行う予定はありますか。（当てはまる番号に○を付けてください。）
1. 行う予定 2. 補助金がもらえるなら行いたい 3. 行う予定はない 4. 未定
- (7) (6)で「1.」または「2.」とお答えいただいた方にお聞きします。
今後リフォームを行いたい箇所はどこですか。（当てはまる番号全てに○を付けてください。）
1. 外壁 2. 屋根 3. 内装 4. 水回り（台所、浴室、便所） 5. 下水道接続
6. 増築 7. 省エネ化※ 8. 耐震化 9. バリアフリー化 10. その他（ ）
- ※省エネ化とは、外壁/窓の断熱改修、高効率のエアコンや給湯器、LED照明への取替、太陽光パネルの設置のことを言う。
- (8) 例年実施しております、5月募集の「補助金制度」を裏面に記載しております。
要望や改善点など、お気づきの点がございましたら、自由にご記載ください。

--

新発田市住宅リフォーム支援事業の概要（一般住宅）

◇補助対象

- 新発田市に居住しており、令和7年4月1日現在において満15歳以上の者で、市税等の滞納がないこと
- 今までに当事業の補助を受けていない方及び住宅
- 税込10万円以上の工事で、事前に工事に着手していないもの
- 当市の他の補助金制度と重複していないもの
- 転入者の場合、従前の市町村において税の滞納等がないもの
- 申請者本人若しくは同居する2親等以内の親族が所有し、自らが居住する戸建住宅若しくは併用住宅の住宅部分であること
- 令和8年3月6日(金)までにリフォーム工事を完了し、完了実績報告書の提出ができるもの
- 市内に本社を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業者による施工のもの
- 新発田市暴力団排除条例第2条第1号又は第2号に該当しないこと

◇補助の申請受付

○補助申請・補助金の額等は以下のとおりです。必要書類等の詳細は裏面の問合せ先にご確認ください。

募集形式・補助申請受付期間 等	補助金の割合及び金額
受付期間：令和7年5月8日(木)～5月15日(木) (土曜日・日曜日も受付いたします) 募集形式：申請者多数の場合は抽選により補助金交付者を決定いたします その他：当選者の辞退等があった場合、落選者の中で補欠順位の1番から順次繰り上げ、当選とします。	【一般枠】 補助対象工事費の15%で、上限金額が15万円 【一定要件枠】 下記①～⑥のいずれかの要件に該当する場合 補助対象工事費の20%で、上限金額が20万円

【一定要件枠】該当項目

- ① 三世代同居世帯：子があり、その父又は母、祖父又は祖母の3世代が同居している世帯
- ② 高齢者同居世帯：令和7年4月1日現在75歳以上の高齢者又はその方と同居している世帯
- ③ 障がい者同居世帯：身体障害者手帳1級又は2級若しくは療育手帳Aを所持する方、又はその方と同居している世帯
- ④ 耐震改修を実施する世帯：当市の木造住宅耐震改修等支援事業又は木造住宅簡易補強工事等支援事業の耐震改修工事と併せてリフォームする世帯（補強設計が完了しているものに限り）
- ⑤ 下水道接続実施する世帯：公共下水道（農業集落排水を含む）接続工事をする世帯又は接続工事と併せてリフォームする世帯
- ⑥ 子育て世帯：交付申請の日において子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）が1人以上属している世帯又は申請時に妊娠している者がいる世帯

◇補助の対象となる工事

1. 屋根・外壁などの外装に関する工事。葺き替え、張替、塗装 他（下地工事含む）、屋根の雪下ろし作業時の墜落防止用アンカー固定等に伴う費用
2. 室内床・壁・天井等の内装工事。和室から洋室への変更やビニルクロスの張替等（カーテン除く）
3. トイレ・台所・浴室・洗面所等の衛生設備の交換及び改修に係る給排水工事（給湯器本体を除く）
4. 公共下水道又は農業集落排水設備に接続する配管工事（既存浄化槽の撤去を除く）
5. 土台、柱等の構造材の腐食した部分の補修工事（市の耐震補強工事と内容の重複が無いもの）
6. シロアリ対策に関する工事（住宅部分の屋内に限る）
7. 床下・壁・天井内の電気配線工事。漏電防止工事（照明器具・エアコン等の工事を除く）
8. 屋内及び玄関ポーチの手すり及びスロープの設置、その他バリアフリー化工事
(身体障害者手帳1・2級又は療育手帳「A」の所持者の場合、障害者住宅整備補助事業に該当する場合がありますのでご相談ください)
9. 集中豪雨等による浸水被害の軽減を図るために設置する防水板（原則として金属板）工事